

予察情報 API 利用規約

第1条（目的）

本規約は、予察情報 API（以下、「本 API という」）提供事業者である株式会社ファーム・アライアンス・マネジメント（以下、「当社」という）が本 API を API 利用者（第2条に定義）に提供することについて、本 API の使用条件、API 連携データ及び API 派生データの利用条件並びにその他の基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規約において、以下に掲げる語は以下の定義による。

- (1) 「API 利用者」とは、第3条第1項に基づき当社から本 API の非独占的な使用許諾を受ける者をいう。
- (2) 「API 連携データ」とは、利用者が本 API を使用することにより当社から取得したデータ又はデータ群をいう。
- (3) 「API 派生データ」とは、利用者が API 連携データを加工等することによって新たに生じたデータ又はデータ群をいう。
- (4) 「API 連携データ等」とは、API 連携データ及び API 派生データをいう。
- (5) 「API 利用者提供サービス」とは、API 利用者が API 連携データ等を利用して農業者などに提供するサービスをいう。ただし、API 利用者提供サービスに新たなサービスが追加され、又は API 利用者提供サービスが変更された場合は、追加又は変更後のサービスをいう。
- (6) 「本 API」とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースであって、本 API 運用基準の仕様によるものをいう。
- (7) 「本 API アクセス権」とは、API 利用者が非独占的に本 API 連携をすることができる権利をいう。
- (8) 「本 API 運用基準」とは、当社が API 利用者に別途差し入れる、本 API に関する運用その他の使用条件を記載した仕様書をいう。
- (9) 「本 API 連携」とは、API 利用者が本 API を使用して API 利用者のアプリケーションを連携させることをいう。
- (10) 「営業日」とは、国民の祝日に関する法律に規定される休日及び12月29日から1月3日までの日を除く、月曜日から金曜日までの日をいう。
- (11) 「加工等」とは、API 連携データを加工、分析、編集、統合等することをいう。
- (12) 「障害等」とは、本 API 連携又は API 利用者提供サービスの継続的提供に重大な影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある事由をいう（本 API 連携又は API 利用者提供サービスの提供に係る、システムに関する重大なシステム障害や重大な事務手続に起因する障害、及び当社若しくは API 利用者又はその委託先の従業員による不祥

事件の発生等を含むがこれらに限られない。)

- (13) 「書面等」とは、書面及び電磁的記録をいう。
- (14) 「セキュリティ等チェックリスト」とは、API 利用者が当社に提出する、セキュリティその他当社の項目に関する書面等による報告をいう(利用契約の締結前に提出したものであるかを問わない。また、変更があった場合は変更後のものをいう。)
- (15) 「接続基準」とは、当社が、本 API 連携において、セキュリティ、API 利用者提供サービスの提供状況、API 連携データ等の利用目的・管理体制又は経営管理体制等について API 利用者に求める基準をいう。
- (16) 「接続試験」とは、API 利用者が本 API を使用するソフトウェアを本 API に係る仕様に準拠していることを確認するために行われる試験をいう。
- (17) 「トークン等」とは、API 利用者が本 API を通じて当社のシステムにアクセスするためのトークンその他の情報をいう。
- (18) 「農業者など」とは、API 利用者が提供する本 API をつかったサービスを利用する者をいう。
- (19) 「利用契約」とは、本規約の諸規定に従った API の利用契約をいう。

第3条 (本 API の使用等)

- 1 当社は、第5条1項の承諾を条件として、API 利用者に対し、本規約において API 連携情報等の利用が許容される目的の範囲内で、本 API の非独占的な使用を許諾する。なお、API 利用者は、当社の事前の書面等による承諾なく、本 API アクセス権について、譲渡、信託、承継、担保権設定その他の一切の処分をすることができず、かつ第三者に対して再使用許諾することはできない。ただし、第26条(権利義務等の譲渡禁止)第2号の規定に基づき、本 API アクセス権が譲渡又は承継されることに係る承諾は不要とする。
- 2 本 API の仕様は本 API 運用基準の通りとする。当社は、変更前までに API 利用者に変更後の仕様の内容を書面等により通知することにより、API 利用者の承諾を得ることなく、本 API の仕様を変更することができるものとする。
- 3 API 利用者は、本 API 運用基準その他の当社が定める使用条件に従って、本 API を使用するものとする。
- 4 API 利用者は、本 API 連携に先立ち、API 利用者提供サービスについて、当社が定める方法で届け出て、当社の承諾を得るものとする。
- 5 API 利用者は、API 利用者提供サービスの全部若しくは一部又は本 API の使用を第三者に委託する場合、当社に通知するものとする。
- 6 API 利用者は、本 API の使用許諾により、本規約において明示的に定められたデータに関する利用権限を超えて、本 API、その派生物及び本 API により提供されるデータに

係る著作権、特許権その他の知的財産権及び所有権その他の権利を取得するものではない。

第4条（使用許諾料等）

- 1 API 利用者は、当社に対し、当社が別途定める金額と支払い条件・方法に従って本 API の使用許諾料を支払うものとする。
- 2 当社又は当社の設備等に起因する障害等により API 利用者が本 API を利用できない場合、第13条(使用停止)第1項により本 API の一部又は全部が停止となった場合、又は第6条(API 利用者の義務)第2項、同条第5項、第7条(不正アクセス等発生時の対応)第2項、第8条(API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応)第2項、第11条(監督・報告)第3項、同条第6項、第24条(解除・解約)第2項及び同条第3項により本 API 連携が制限若しくは停止された場合であっても、前項の使用許諾料の支払義務に何ら影響は生じないものとする。
- 3 当社は、第1項に基づき API 利用者が支払った使用許諾料については、事由の如何を問わず返還する義務を負わないものとする。
- 4 前二項は、当社が自主的に使用許諾料の支払いを猶予し、又はこれを減免若しくは返金することを妨げるものではなく、API 利用者が本 API を使用できなかったことにつき、当社が第20条(免責)により免責されない場合において、API 利用者が第19条(損害賠償)の規定により、当社に支払った使用許諾料相当額を損害の項目として当社に損害賠償請求することを妨げるものではない。

第5条（利用契約の成立・本 API 連携の開始）

- 1 API 利用者が本 API 連携を開始しようとする場合、本規約に同意の上で、「予察情報 API 利用申請書」に必要事項を記載することにより利用申請し、当社の承諾を得るものとする。当社は当該利用申請を承諾するか否かについて API 利用者により書面等により通知する。利用契約は、当社が、本項の利用申請に対する承諾の通知を行った時点において、当社と API 利用者との間で成立するものとする。
- 2 当社は、接続基準を公表し又は API 利用者の求めに応じて速やかに書面等により交付する。
- 3 当社は、第1項の利用申請について、以下の各号に該当する場合には、申請を承諾しないことがあるものとする。
 - (1) 利用申請に関連して虚偽の事項を届け出た場合
 - (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - (3) その他、当社が本 API の利用申請を承諾することが適当でないと合理的に判断した場合
- 4 当社は、接続基準を必要に応じて変更することができるものとする。当社は、接続基

準を変更した場合、公表するとともに API 利用者に遅滞なく通知する。当社は、接続基準を変更した場合、接続基準の充足を求める各条項を適用するにあたり、変更後の接続基準に対応するための期間を考慮する等、合理的な配慮を行うものとする。

- 5 API 利用者は、本 API 連携を開始しようとする前までに、接続試験を行うものとする。API 利用者は、接続試験の終了後、本 API 連携の開始前までに連携開始日を当社に書面等により通知することにより、本 API 連携を行うことができる。

第 6 条 (API 利用者の義務)

- 1 API 利用者は、農業者などとの間で、提供する API 利用者提供サービスの方法及び内容に関し利用規約を定めて同意を得るものとする。
- 2 API 利用者は、API 利用者提供サービスにおいて農業者などに対して虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはならず、誤認防止のために必要な表示・説明等を行うものとする。当社は、API 利用者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用者に事前に通知した上で、本 API 連携を制限又は停止することができる。
- 3 API 利用者は、API 利用者提供サービスに関する農業者などその他の第三者からの苦情・問い合わせ等に対応するため、問い合わせ窓口を設置し、当社へ通知することとする。API 利用者提供サービスに関して農業者などその他の第三者から苦情、問合せ等が寄せられたときは、API 利用者は適切かつ迅速に対応するものとする。
- 4 API 利用者が本 API を経由して当社のシステムにアクセスするために必要な、コンピュータ、ソフトウェアその他の機器、クラウド環境又はクラウド環境にアクセスするために必要な利用環境、その他の通信回線等の準備及び維持は、API 利用者の費用と責任において行うものとする。
- 5 API 利用者は、当社に提出したセキュリティ等チェックリストに従って、接続基準を維持するものとする。API 利用者は、セキュリティ等チェックリストに重要な変更が生じるときは、変更前までに、当社に変更後のセキュリティ等チェックリストを提出する。ただし、API 利用者が緊急にセキュリティ対策を行う必要がある等やむを得ない場合には、変更後のセキュリティ等チェックリストを速やかに当社に提出する。当社は、変更後のセキュリティ等チェックリストに照らし API 利用者が接続基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは API 利用者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用者に事前に通知した上で、本 API 連携を制限又は停止することができる。ただし、当社は、接続基準に照らし高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ず、又は API 利用者への

事前通知を行うことなく、本 API 連携を制限又は停止することができる。

- 6 API 利用者は、API 利用者提供サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏えい等を防止するために必要なセキュリティ対策を、API 利用者の費用と責任において行うものとする。
- 7 API 利用者は、事前に当社に届出又は通知した内容により、自らの責任において API 利用者提供サービスを提供する。API 利用者は、API 利用者提供サービスを停止又は終了しようとするときは、当社に事前に通知した上で、農業者などに事前に周知するものとする。ただし、緊急的なセキュリティ対策等による一時的な停止の場合で事前の当社への通知及び農業者などへの周知を行うことができないときは、事後速やかに当社への通知及び農業者などへの周知を行うことで足りるものとする。

第 7 条（不正アクセス等発生時の対応）

- 1 当社及び API 利用者は、以下の各号に該当する場合には、直ちに相手方にその旨を報告する。
- 2 本 API 連携に関し、不正アクセス等が発生し、又は不正アクセス等による情報の流出・漏えい・改ざん等が発生した場合本 API 連携に関し、不正アクセス等による情報の流出・漏えい・改ざん等の具体的な可能性を認識した場合前項各号に該当する場合、当社及び API 利用者は、速やかに実施可能な対策（被害を最小限に留める措置を含む。）を講じた上で、相手方と協力して原因の究明・対策（再発防止策を含む。）を行う。当社は、十分な対策が講じられるまでの間、本 API 連携を制限又は停止することができる。
- 3 第 1 項各号に該当する場合、当社及び API 利用者は、相手方と連携して情報収集にあたるため、相手方に対し必要な情報の開示を求めることができ、求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。開示を受けた当事者は、当該情報を第 15 条（秘密保持）に基づき秘密情報として管理する。
- 4 当社及び API 利用者は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう、必要なアクセスログの記録・保存を行う。

第 8 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）

- 1 API 利用者は、API 連携データ等の漏えい、喪失、第 16 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）第 3 項の承諾を得ない第三者提供・目的外利用その他の本規約に違反する API 連携データ等の利用（以下、これらを総称して「API 連携データ等の漏えい・不正利用等」という。）を発見した場合、又は API 連携データ等の漏えい・不正利用等の具体的な可能性を認識した場合、直ちに当社にその旨を報告する。
- 2 前項に該当する場合、API 利用者は、自己の費用と責任において、API 連携データ等

の漏えい・不正利用等の事実の有無を確認し、API 連携データ等の漏えい・不正利用等の事実が確認できた場合は、速やかに実施可能な対策(被害を最小限に留める措置を含む。)を講じた上で、原因の究明・対策(再発防止策を含む)を行い、当社に報告する。API 提供者は、十分な対策が講じられるまでの間、本 API 連携を制限又は停止することができる。

- 3 API 連携データ等の漏えい・不正利用等の事実が確認できた場合、API 利用者は、当社と連携して情報収集にあたるため、当社に対し必要な情報の開示を求めることができ、当社は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。API 利用者は、当該情報を第 15 条(秘密保持)に基づき秘密情報として管理する。
- 4 API 連携データ等に係る情報につき漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態が発生し又は発生したことが疑われる場合、当社及び API 利用者は、官公庁に対する報告等の実施又はその必要性の判断のために必要な協力を相手方に求めることができるものとし、当該相手方は実務上可能な範囲においてこれに協力するものとする。

第 9 条 (障害等発生時の対応)

- 1 当社及び API 利用者は、本 API 連携につき障害等が発生した場合は、直ちに相手方にその旨を報告する。
- 2 当社及び API 利用者は、前項の障害等が発生した場合、速やかに実施可能な対策(被害を最小限に留める措置を含む。)を講じた上で、相手方と協力して原因の究明・対策(再発防止策を含む。)を行う。
- 3 当社及び API 利用者は、第 1 項の障害等が発生した場合、相手方と連携して情報収集にあたるため、相手方に対し必要な情報の開示を求めることができ、求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。開示を受けた当事者は、当該情報を第 15 条(秘密保持)に基づき秘密情報として管理する。

第 10 条 (農業者などへの補償)

- 1 API 利用者は、API 利用者提供サービスに関して農業者などに損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、API 利用者提供サービスの利用規約その他の API 利用者、農業者などとの合意に従って、当該農業者などに生じた損害を賠償又は補償する。
- 2 API 利用者は、前項に基づき API 利用者提供サービスに関して農業者などに生じた損害を農業者などに対して賠償又は補償した場合、当該損害が専ら当社の責めに帰すべき事由によるものであるときには、当該損害(相当因果関係の範囲内に限る。)を当社に求償することができる。求償の上限額は、当該の損害が生じた時点から遡って過去 12 ヶ月の期間に利用契約に基づいて当社が API 利用者より現実に受領した金員の総額

とする。

- 3 API 利用者が第 1 項に基づき API 利用者提供サービスに関して農業者などに生じた損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、当社又は API 利用者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、API 提供者及び API 利用者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。

第 11 条（監督・報告）

- 1 当社は、API 利用者が接続基準を満たしていない可能性があるとして合理的に判断する場合、API 利用者が接続基準を満たしているかどうかを判断するために、必要な報告及び資料請求を求めることができるものとし、API 利用者は実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じる。
- 2 当社は、API 利用者が接続基準を満たしていない可能性があるとして客観的かつ合理的な事由により判断する場合、API 利用者の同意を得て、自ら又は当社が指定する者による立入監査を実施することができ、API 利用者は、拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限り同意するものとし、実務上可能な範囲内でこれに協力する。この場合、当社は、当該監査を妨げない限りにおいて、API 利用者の情報セキュリティに関する規程その他当社が別途定める規程を遵守するものとする。
- 3 当社は、前二項の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用者に対し改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用者に対し事前に通知した上で本 API 連携を制限又は停止することができるものとする。ただし、当社は、接続基準に照らし高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは（前二項を経ずしてそのように判断する場合を含む。）、改善を求めることを経ず、又は API 利用者への事前通知を行うことなく、本 API 連携を制限又は停止することができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項に関わらず、当社は、API 利用者による API 連携データ等の管理状況の検証のために、又は API 利用者による API 連携データ等の利用が本規約の条件に適合しているかの検証のために、いつでも API 利用者に対し必要な報告及び資料提供を求めることができるものとする。
- 5 当社は、前項に基づく報告等がその目的に照らし十分でないとして判断した場合、事前に API 利用者に対して書面等による事前通知をすることを条件に、1 年に 1 回を限度として、自ら又は当社が指定する者による立入監査を実施することができるものとする。この場合、当社は、当該監査を妨げない限りにおいて、API 利用者の情報セキュリティに関する規程その他 API 利用者が別途定める規程を遵守するものとする。
- 6 当社は、前二項の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは

は、API 利用者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用者に事前に通知した上で本 API 連携を制限又は停止することができるものとする。ただし、当社は、接続基準に照らし高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは(前二項を経ずしてそのように判断する場合を含む。)、改善を求めることを経ず、又は API 利用者への事前通知を行うことなく、本 API 連携を制限又は停止することができる。

第 12 条 (禁止行為)

- 1 API 利用者は、以下の各号の行為を行ってはならず、API 利用者の委託先が行わないように必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 本 API 又は本 API を経由してアクセスする当社のシステム若しくはプログラムの全部又は一部(以下、これらの内容に関する情報を含み、「当社のシステム等」という。)を、複製若しくは改変し、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングすること
 - (2) 当社のシステム等を第三者に使用許諾、販売、貸与、譲渡、開示又はリースすること
 - (3) 当社のシステム等に付されている当社の著作権表示及びその他の権利表示を削除し、又は改変すること
 - (4) 当社、当社の提携先、API 利用者以外の本 API の使用許諾先、農業者などその他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害すること
 - (5) 当社の事前の同意を得ることなく、当社の商標、社名及びロゴマーク等を使用すること
 - (6) 本 API 及びその派生物を当社から許諾を受けた目的外で使用する
 - (7) インターネットアクセスポイントを不明にする行為
 - (8) 個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)、特許法・著作権法等の知的財産に関する法令その他の各種法令、又は本 API 連携に関する諸規則に抵触する行為
 - (9) 当社のシステム等の負荷を著しく増加させる行為
 - (10) 本 API に対する第三者のアクセスを妨害する行為
 - (11) トークン等を第三者へ開示若しくは漏えいし、又はかかるリスクを高める行為
 - (12) 公序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、又は当社の風評リスクを高める行為
 - (13) 当社の運営するサイト、サーバー、当社のシステム等に関し、コンピュータウィルスを感染させ、ハッキング、改ざん、若しくはその他の不正アクセスを行う

等、当社のシステム等の安全性を低下させる行為

(14) その他前各号に類する行為

2 当社は、以下の各号の行為を行ってはならず、当社の委託先が行わないように必要な措置を講じるものとする。

- (1) API 利用者、API 利用者の提携先、農業者などその他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害すること
- (2) API 利用者の事前の同意を得ることなく、API 利用者の商標、社名及びロゴマーク等を使用すること
- (3) 個人情報保護法、特許法・著作権法等の知的財産に関する法令その他の各種法令、又は本 API 連携に関する諸規則に抵触する行為
- (4) 公序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、又は当社の風評リスクを高める行為
- (5) 当社の運営するサイト、サーバー、API 利用者のシステム又はプログラムに関し、コンピュータウィルスを感染させ、ハッキング、改ざん、若しくはその他の不正アクセスを行う等、API 利用者のシステム等の安全性を低下させる行為
- (6) 本規約に定める場合又は合理的な理由がある場合を除き、API 利用者による本 API の使用を遮断し、制限する行為
- (7) その他前各号に類する行為

第13条（使用停止）

1 当社は、以下の各号のいずれかにより本 API の一部又は全部を停止することができる。

- (1) 定期的な保守のために必要な停止期間を事前に明確に定めて API 利用者へ通知すること
- (2) 緊急のセキュリティ対策の場合その他臨時の保守等が必要となる場合に、必要な臨時の停止期間を定めて API 利用者へ通知すること

2 当社は、前項第2号により本 API の一部又は全部を停止しようとするときは、API 利用者へ事前の停止期間を通知行うものとする。

第14条（API の停止又は API 連携の制限・停止に係る周知）

- 1 当社及び当社から本 API の停止の通知を受けた API 利用者は、本 API の全部又は一部の停止について農業者などに対して周知を行うものとする。
- 2 第6条(API 利用事業者の義務)第2項、同条第5項、第7条(不正アクセス等発生時の対応)第7項、第8条(API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応)

第2項、第11条(監督・報告)第3項、同条第6項、第24条(解除・解約)第2項及び同条第3項に基づき本API連携が制限又は停止されるときも前項と同様とする。

第15条 (秘密保持)

- 1 当社及びAPI利用者は、本規約を通じて知り得た相手方の情報（API連携データ等を除く。以下「秘密情報」という。）を利用契約の有効期間中及び契約の終了後も厳に秘密として保持し、相手方の書面等による承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいしてはならず、利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行以外の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する情報は、個人情報にあたるものを除き、秘密情報にあたらぬものとする。
 - (1) 開示の時点で既に秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」という。)が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず受領者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知である情報
 - (4) 開示後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 開示される以前から受領者が適法に保有していた情報
- 3 受領者は、自己の役員又は従業員といえども利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行のために秘密情報を知る必要がある者に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた役員又は従業員が秘密情報を当該目的以外に利用し、第三者に開示、提供又は漏えいしないよう厳重に指導及び監督しなければならない。なお、受領者は、本規約における自己の義務と同等の義務を役員又は従業員に課すものとする。
- 4 第1項に関わらず、受領者は、以下の各号に定める場合には、秘密情報を第三者に開示又は提供できる(以下、開示又は提供を許諾された第三者を「第三受領者」という。)ものとする。ただし、開示する秘密情報は、利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行のために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限る。また、受領者は、本規約における自己の義務と同等の義務を第三受領者に課すものとし、かつ、第三受領者の責めに帰すべき事由により生じた開示者の損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 弁護士、会計士等の法律上秘密保持義務を負う外部の専門家に提供又は開示する場合
 - (2) 利用契約に係る業務の委託先の役員又は従業員であって、当該委託業務に従事し、かつ当該委託業務のために秘密情報を知る必要がある者に提供又は開示する場合
- 5 受領者は、法令による場合、裁判所若しくは政府機関その他公的機関による命令、要求若しくは要請がある場合、これらに従うために必要な限りにおいて、秘密情報を開示することができる。ただし、この場合、開示を行った受領者は、法令等に反しない

範囲で、開示した旨及び開示内容を速やかに相手方に通知するものとする。

第16条（API連携データ等及び知的財産権の取扱い）

- 1 当社及びAPI利用者は、API連携データ等に関し、個人情報保護法、特許法・著作権法等の知的財産に関する法令その他の各種法令等を遵守し、これを取り扱うものとする。
- 2 API利用者は、API連携データ等を、他のデータと明確に区別し、接続基準に従って善良な管理者の注意をもって管理・保管するものとする。
- 3 当社が、API派生データの提供を希望する場合には、別途API利用者と合意するものとする。
- 4 API利用者によるAPI連携データ等の利用に基づき生じた知的財産権は、API利用者に帰属するものとする。

第17条（API利用者提供サービスの追加・変更）

- 1 API利用者は、API利用者提供サービスに新たなサービスを追加し又はAPI利用者提供サービスを変更しようとするときは、当社に対して事前に通知を行うものとする。ただし、セキュリティ等チェックリストを含む接続基準に係る事項に変更が生じないことが明らかである場合であってAPI連携データ等の利用にも関わらない追加又は変更については、通知する義務を負わないものとする。
- 2 当社は前項の通知を受けた場合、API利用者に対して異議を述べるができるものとする。当社が異議を述べなかった場合には、当該通知に従って、新たなサービスがAPI利用者提供サービスに追加され、又はAPI利用者提供サービスが変更されるものとする。当社が異議を述べた場合には、当社とAPI利用者は、新たなサービスの追加又はAPI利用者提供サービスの変更について誠実に協議するものとし、両当事者の合意が成立した場合には、当該合意に従って、新たなサービスがAPI利用者提供サービスに追加され、又はAPI利用者提供サービスが変更されるものとする。当社は、API利用者提供サービスの追加又は変更を承諾しない場合、可能な範囲でその理由をAPI利用者に説明する。

第18条（API連携データに係る保証及び非保証）

- 1 当社は、API連携データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 当社は、API連携データの提供を行うことが、農業者などその他の第三者との契約に抵触するものではないことを表明し、保証する。
- 3 当社は、API連携データについての正確性、完全性、安全性、有効性及びデータ提供の継続性並びにAPI連携データが農業者その他の第三者の知的財産権又はその他の権

利を侵害しないことをいずれも保証しない。また、当社は、本規約において明示的に保証すると記載されているものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、API 連携データについて一切の保証をしない。

- 4 前項の規定にも関わらず、当社が、API 連携データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他 API 連携データが第三者の知的財産権又はその他の権利を侵害することを知りながら API 利用者に告げずに、API 連携データを API 利用者に提供した場合で、API 利用者が損害を被ったときは、当社は、API 利用者に対して第 19 条(損害賠償)に基づき当該損害を賠償するものとする。

第 19 条 (損害賠償)

当社及び API 利用者は、本規約に関し相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相当因果関係が認められる範囲で損害賠償を請求することができる。相手方が本規約において表明及び保証した事実が重要な点において真実又は正確でないことが判明した場合も同様とする。当社の API 利用者に対しての損害賠償の上限額は、当該の損害が生じた時点から遡って過去 12 ヶ月の期間に利用契約に基づいて当社が API 利用者より現実に受領した金員の総額とする。

第 20 条 (免責)

- 1 当社及び API 利用者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により相手方に生じた損害について責任を負わない。
- 2 本 API に関する免責事項については本 API 運用基準で定めるものとする。また、当社は、通信機器、回線、インターネット、コンピュータ、ソフトウェア等の障害、メンテナンス、セキュリティ改善等のために本 API の提供ができないことについて、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わない。
- 3 当社は、API 利用者に対し、別途 API 利用者と合意する場合を除き、本 API 連携のための技術支援、保守、機能改善等の役務を提供する義務を負わない。
- 4 API 利用者は、本 API 運用基準に定める当社の免責事項の変更について、当社から通知を受けてから異議を述べることができるものとし、API 利用者が異議を述べた場合には、当社と API 利用者は誠実に協議するものとする。

第 21 条 (API 連携データ等に関する責任の制限等)

- 1 当社は、API 利用者による API 連携データ等の利用に関連する、又は API 利用者の API 連携データ等の利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権の API 利用者による利用に関連する一切の請求、損失、損害又は費用(特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない)に関し責

任を負わない。

- 2 API 利用者は、API 連携データ等の利用に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求(以下「紛争等」という。)が生じた場合には、直ちに当社に対して書面等により通知するものとし、かつ、自己の費用と責任で当該紛争等を解決する。API 利用者は、当該紛争等を解決する上で必要な協力を当社に求めることができる。
- 3 API 利用者は、前項に定める紛争等に起因又は関連して当社が損害、損失又は費用(合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という。)を被った場合、当社に対して、当該損害等を補填する。ただし、当該紛争等が当社の帰責事由に基づく場合は除く。

第22条 (反社会的勢力の排除)

- 1 当社及びAPI 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると
 - (5) 認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社及びAPI 利用者は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社及びAPI 利用者(以下、本条において「解除当事者」という。)は、相手方(以下、本条において「違反当事者」という。)が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告を

することなく利用契約を解除することができ、解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

- 4 前項の規定の適用により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解除当事者に何らの請求もできない。

第23条（有効期間）

利用契約は、締結日から1年間効力を有するものとし、期間満了1か月前までに当社及びAPI利用者のいずれからも相手方に対して契約を終了する旨の書面等による通知がなされない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第24条（解除・解約）

- 1 当社及びAPI利用者は、相手方に対し1か月前に書面等により通知することにより利用契約を解約することができる。
- 2 当社は、API利用者が以下の各号に該当する場合には、催告を要することなく、本API連携を制限又は停止し、又は利用契約を解除することができる。
 - (1) 本規約について重大な違反があった場合
 - (2) 支払停止の状態になった場合、又は手形交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続若しくは私的な整理手続の開始の申立を行った場合、又はこれらについての申立を受けた場合
- 3 当社は、API利用者が以下の各号に該当する場合は、相当の期間を定めて催告の上、本API連携を制限又は停止し、又は利用契約を解除することができる。
 - (1) 本規約について違反があった場合
 - (2) 所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押若しくは差押の命令、通知が發送されたとき、又はその他の強制執行の申立を受けた場合
 - (3) 解散、合併、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡を決定した場合（ただし、API利用者提供サービスに係る事業が対象とならない合併、会社分割若しくは事業の譲渡又はAPI利用者提供サービスに係る事業の全てが接続基準を満たす第三者に承継される合併、会社分割若しくは事業の譲渡を除く。）前各号のほか、利用契約に基づく義務の履行に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合、又は利用契約を存続させることが不相当と認められる重大な事由があるとき
- 4 API利用者は、当社が第2項各号に該当する場合には催告を要することなく利用契約を解除ことができ、当社が前項各号に該当する場合には相当の期間を定めて催告の上、利用契約を解除することができるものとする。
- 5 前三項の適用により利用契約の解除又は本API連携の制限若しくは停止を行った当事者は、当該解除等により相手方当事者に損害が生じた場合であっても、一切の責任を

負わないものとする。

第25条（契約終了時の措置）

- 1 理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合、API 利用者は本 API 及びその派生物に関し発行された情報又はこれらに関連する資料（これらの仕様書、複製物を含むが、API 連携データ等は除く。）の全てを消去及び破棄するものとする。ただし、API 利用者は、法令により保管が義務付けられている場合、当該法令遵守のために必要な範囲において当該法令で定められた期間保管することができる。当社が、本規約に関し、API 利用者から秘密である旨の明示を受けたうえで受領した情報又は資料について、API 利用者から消去又は破棄の求めがあった場合も同様とする。
- 2 理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合、API 利用者は、当社の求めに従って、API 連携データの利用を停止し、その全部又は一部を消去するものとする。ただし、API 利用者は、法令により保管が義務付けられている場合、当該法令遵守のために必要な範囲において当該法令で定められた期間保管することができる。
- 3 前二項において、当社は API 利用者に対し、本 API 及びその派生物に関し発行された情報若しくはこれらに関連する資料、又は API 利用者が消去義務を負う API 連携データ等が、消去又は破棄されたことを証する書面の提出を求めることができるものとする。第1項において当社が消去又は破棄の義務を負う場合も同様とする。

第26条（権利義務等の譲渡禁止）

当社及び API 利用者は、相手方の事前の書面等による承諾がない限り、利用契約上の地位又は利用契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。ただし、以下の各号の場合は、相手方に事前に書面等により通知することにより、譲渡又は承継の対象とすることができるものとする。

- （1）当社にあつては、それを通じて本 API 連携データに係る事業を第三者に譲渡・承継させる場合
- （2）API 利用者にあつては、API 利用者提供サービスに係る事業を接続基準を満たす第三者に譲渡・承継させる場合

第27条（通知）

- 1 当社及び API 利用者は、本 API 連携についての担当者を指定し、その氏名、電話番号及び電子メールアドレスその他の連絡先情報を相手方に対して通知するものとする。
- 2 当社及び API 利用者は、前項の担当者情報に変更が生じる場合は、事前に（事前が困難な場合は事後遅滞なく）相手方に変更後の情報を通知する。

第28条（存続条項）

利用契約が事由を問わず終了した後も、第4条(使用許諾料等)、第8条(API連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応)、第10条(農業者などへの補償)、第11条(監督・報告)第4項、第15条(秘密保持)、第16条(API連携データ等及び知的財産権の取扱い)、第18条(API連携データに係る保証及び非保証)、第19条(損害賠償)、第20条(免責)、第21条(API連携データに関する責任の制限等)、第25条(契約終了後の措置)、本条、第29条(準拠法及び管轄)及び第30条(協議)の効力は存続するものとする。

第29条（準拠法及び管轄）

- 1 利用契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第30条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、当社及びAPI利用者が誠実に協議し、その解決に努める。